

反社会的勢力に対する基本方針

第1条 当社が出品する商品を購入、注文又は落札した時点で、商品の購入者、注文者又は落札者（以下「購入者等」という。）本人及び購入者等が行う事業の関係者（自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことについて誓約したものと見做します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であったこと、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、若しくは関与していたこと。
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。
- (3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力・関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。
- (5) 暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

第2条 当社は、購入者等が前条各号のいずれかに該当すると判断した場合には、何らの通知又は催告なしに、売買契約締結前においては締結手続きを中止し、売買契約締結後においては契約を解除（以下本条において「契約解除等」という。）できることとします。

- 2 前項により契約解除等されたことによって購入者等に損害が生じたとしても、当社はこれを一切賠償する責任はないものとします。
- 3 第1項により契約解除等されたことによって当社が損害を被った場合、当社は購入者等に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。